

町田市いじめ問題調査委員会調査方針

町田市いじめ問題調査委員会は、本件の事実関係の解明についての方針を次のように考えておりますので、ここに公表します。

町田市いじめ問題調査委員会（以下「当委員会」といいます）は、いじめ防止対策推進法が重大事態調査について定めている趣旨・目的をふまえ、

- ① いじめの事実
- ② いじめと自死との因果関係
- ③ 学校、町田市教育委員会及び町田市のいじめの対応に関する事実
- ④ その他、当委員会が検証・評価が必要と判断した事項

以上について、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査が十分になされたかを検証・評価するとともに、そこでの調査が不十分であったと考えられる事項があれば、それについて積極的に調査を行うことにより、重大事態等に関する事実関係（いじめ行為が、いつ・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）※を、できる限り明らかにすることをめざします。

なお、当委員会は、被害児童の遺族の気持ちを受け止め、その意向をふまえつつ、必要かつ相当な調査・検討を行うことが重要であると考えており、予め調査期間を本年3月末までと設定しているものではありません。

※ カッコ内は、平成25年10月11日文科科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】」35頁より。